

答へタルニ従業員側ス之ヲ諒トシ 同三時三十分辞去セリ
(3) 會社側ノ回答

本月一日午後一時五十分 従業員代表佐野三太以下十三名
（内女三）ハ會社ヲ訪問

河西常務、平田庶務課長、原秘書

ト會見従業員側ヨリ曩ニ提出セル歎願事項ニ關シ種々折衝
スル処アリタルカ 結局會社側ニ在リテハ次ノ如ク回答ヲ
為シ同六時會見ヲ終了セリ

回答

一 二部制ノ確立ハ同感ニシテ八日自公休ヲ基礎トシ 目下
鋭意新勤務規定ヲ作製中ナルヲ以テ 遷クトス本月十五
日夜迄ニ成案ヲ得タル上再ヒ諸君ト研究スル考ヘナリ
ニ手入手當ノ支給ハ考慮スルニ又尚統計的ニ調査ノ上實施ス
ル

三 第三精勤手當ハ退職積立金ノ一部ナルヲ以テ 全従業員
カ諒解スル迄會社側ニ於テ充分説明スル

四 會社ニ於テ之其ノ必要ヲ痛感スル処ナルヲ以テ適切ナル
措置ヲ採ル

五 新給與規定カ實施サレテ日尚沐キ降ナルヲ以テ 當分隱
忍シテ貰ヘハ昇給等ニ依リ新旧実收入ノ差額ニ接近スル
事ト思フ 尚諸君ノ歎願ノ趣キハ重役會議ニ諮リタル上
本月中再ヒ會見シ重役會ノ意向ヲ傳ヘル 走行キ曰回数
券支給等ハ明確ニ發表スル

六 因下制定ヲ急キソ、アルヲ以テ成案ノ上ハ發表スル
七 今後強制的ナ備番等ハ廢止シ 諸君ノ希望ニ添フカ控室
等自己周囲ノ衛生ニハ赤互ニ充分留意シテ貰ヒ度イ

(4) 會社側第二次回答

歎願事項中前回回答ヲ保留セル處ニ部制ノ確立トニ關シ本
(1)